

# 魏晉南朝の不孝罪

水間大輔

はじめに

第一節 三國魏の不孝罪

第二節 西晉・東晉の不孝罪

第三節 南朝の不孝罪

結語

はじめに

筆者は近年、秦・漢の不孝罪について検討し、以下の諸點の結論をえた。<sup>(1)</sup>

- ① 秦漢律令でいう「不孝」は唐律と異なり、罪目（數種の犯罪の總稱）ではなく罪名であった。
- ② 不孝罪の法定刑は「棄市」（斬首）であった。

- ③不孝罪は原則として父母が子の不孝を「告」(告訴)することを成立要件としていた。
- ④ただし、父母が子の不孝を告しさえすれば不孝罪が成立したわけではなく、さらに子の行爲が不孝の客観的基準に該当することを要した。
- ⑤その客観的基準とは、南朝宋律の注に見える「違犯教令、敬恭有虧」そのものか、これに近いものであった可能性が高い。
- ⑥客観的基準といっても、「敬恭有虧」は曖昧で、その内容は、規範としてはむしろ客観的ではなかった。
- ⑦南朝宋律の注あるいは解釋によると、父母が子の不孝を告した場合、告の内容が眞實か否かは、父母の要求通りに判断するものとされていた。父母の主張する子の行爲が「違犯教令、敬恭有虧」に合致すれば、その主張が虚偽であると否とを問うことなく、不孝罪の成立が認められた。秦・漢でも同様であった可能性が高い。
- ⑧不孝罪は原則として父母の生前になされた行爲のみが対象となるが、例外として父母の死後になされた行爲が不孝罪に問われる場合もあった。
- ⑨父母が死亡している場合に限り、第三者が告あるいは「劾」を行うことが認められていた。<sup>(2)</sup>
- ⑩漢初までは實の父母に對してのみ不孝罪が成立しえたが、遅くとも元朔年間(紀元前一二八年～前一二三年)までは祖父母へ擴大され、さらに遅くとも前漢後期までには繼母も含まれるようになったと考えられる。

それでは、次の時代の魏晉南北朝期において、不孝罪は法律上どのように扱われていたのであるか。漢の律令はその後三國魏の「新律」や西晉の「泰始律令」に受け繼がれ、さらに南北朝では泰始律令を基礎として法典の編纂が行われたが、魏晉南北朝の不孝罪にも①～⑩の要素は見られるであろうか(もつとも、⑤～⑦はむしろ南朝宋律

を参考とし、秦・漢でも南朝宋律と同様であったという推論によるものである。それとも何らかの變化が見られるだろうか。五胡十六國及び北朝の不孝罪については別の機會に論じることとして、本稿では魏晉南朝における不孝罪がどのように扱われていたかについて検討する。

### 第一節 三國魏の不孝罪

以下、三國魏の不孝罪に關する史料を列擧する。

〔一〕〔郭〕太后詔曰、夫五刑之罪、莫大於不孝。夫人有子不孝、尚告治之、此兒豈復成人主邪。〔三國志〕卷四魏

書三少帝紀

〔二〕會〔呂〕巽淫〔呂〕安妻徐氏、而誣安不孝、囚之。安引〔嵇〕康爲證、康義不負心、保明其事。〔中略〕鍾會

勸大將軍因此除之、遂殺安及康。康臨刑自若、援琴而鼓、既而歎曰、雅音於是絕矣。〔三國志〕卷二一魏書王

粲傳裴松之注引東晉・孫盛〔魏氏春秋〕<sup>3)</sup>

魏では明帝期に漢律を基礎として「新律」十八篇が編纂されるが、〔一〕と〔二〕はいずれもその後の出來事なので、これらでいう不孝は新律のそれを指していることになる。〔一〕では廢帝曹髦の甘露五年（二六〇年）、郭太后は詔の中で、子に不孝の行いがあれば、人はこれを告して處罰を求めものだと述べている。〔二〕では元帝のとき、呂巽が弟の呂安を不孝の罪で誣告し、呂安の友人嵇康が冤罪であることを證言したが、呂安と嵇康は處刑されている。

以上二つの史料から、次のようなことが窺われる。

第一に、新律でも秦漢律令と同じく、不孝は罪目ではなく罪名であった①。②では呂巽が呂安を「不孝」の罪で告しており、不孝に含まれる何らかの罪で告しているわけではない。

第二に、秦漢律令では、不孝罪は原則として父母の告を成立要件としていたが③、「一」と「二」もこれと矛盾しない。郭太后の詔では、父母が子の不孝を告することについて述べられている。また、呂巽は弟呂安を告しているが、當時彼らの父母は既に死去していたのである。漢律令では父母が死亡している場合に限り、第三者が告あるいは効を行うことが認められていた④。彼らの母については不明であるが、父呂昭については『三國志』及び裴松之注が引く文献に若干記載がある。中でも、『三國志』卷九魏書諸夏侯曹傳裴松之注が引く三國魏・魚豢『魏略』に、

又聞當轉爲冀州牧。是時冀州統屬鎮北、而鎮北將軍呂昭才實仕進、本在範後。(中略) 範亦竟稱疾、不赴冀州。正始中拜大司農。

とあり、桓範が正始年間(二四〇～二四九年)に大司農に任命される前、呂昭は鎮北將軍を務めており、遅くとも正始年間以前まで存命していたことになる。また、『三國志』卷二魏書王粲傳に、

至景元中、坐事誅。

とあり、嵇康は景元年間(二六〇～二六四年)に處刑されているので、呂巽が呂安を告したのも景元年間かそれ以前ということになる。よって、呂昭は景元年間までに死去したのであろう。

第三に、秦漢律令では不孝の告がありさえすれば必ず不孝罪が成立するわけではなく、さらに子の行爲が不孝の客觀的基準に該當することを要した④。嵇康は呂安に不孝の行いがなかったことを證言しており、これが認め

られれば無罪となる餘地もあつたのであろう。ということは、新律においても不孝の客觀的基準が存在したことになる。

第四に、秦漢律令では、不孝罪の法定刑は死刑であつた②。呂安も不孝の罪に問われて處刑されている。漢律では、不孝罪の法定刑は死刑の中でも棄市であつたが、呂安が具體的にいかなる死刑に處されたのかは明らかでない。

以上のように、三國魏における不孝罪に關する史料は少なく、不明な點もあるが、おおむね秦・漢と同様であつたといえそうである。新律は漢律を基礎として制定されたが、不孝罪については改變が行われなかつたごとくである。ちなみに、呉や蜀については不孝罪に關する史料がなく、未詳である。

## 第二節 西晉・東晉の不孝罪

次に、西晉・東晉の不孝罪に關する史料を列擧する。「五」は長文に渉るので、要旨のみを掲げた。

〔三〕 吏犯不孝、謀殺其國王侯伯子男・官長、誣偷受財枉法、及掠人和賣、誘藏亡奴婢、雖遇赦、皆除名爲民。

〔太平御覽〕卷六五一刑法部一七除名引〔晉律〕

〔四〕 六月丙申朔、詔曰、郡國守相（中略）士庶有好學篤道、孝弟忠信、清白異行者、舉而進之。有不孝敬於父母、不長悌於族黨、悖禮棄常、不率法令者、糾而罪之。〔晉書〕卷三武帝紀泰始四年條

〔五〕 武帝のとき、司空の賈充が朝臣を酒宴に招いたところ、河南尹の庾純と口論になり、「父が年老いているのに、歸郷して面倒を見ようとしな」と庾純を罵つた。そして、武帝へ上書し、庾純の官職を解任するよう求

めた。庾純は河南尹と關内侯の印綬を返上し、上書してみずからを劾し、酒を飲み過ぎて賈充を罵ったことにつき、反省の辯を述べた。武帝は庾純を罷免する一方で、庾純が年老いた父の面倒を見るために歸郷の申請をしなかったことにつき、臣下にその是非を議論させたところ、おおむね次のような意見が提示された。①禮・律では家族の中に八〇歳以上の者がいる場合、その子のうち一人は政務に従事せず、九〇歳以上の者がいる場合、その家族は全て政務に従事しないとされている。庾純の父は八一歳、兄弟は六人、それらのうち三人が實家にいるので、庾家では父の面倒をでないわけではない。それゆえ、庾純が歸郷を申請しなかったことは、禮・律の規定に違反しない。②庾純の兄で侍中の庾峻、遼東太守の孫和、廣漢太守の鄧良は老親の面倒を見るために歸郷を願いだしたが、いずれも許可されなかった。それゆえ、庾純についてののみ歸郷を願いだしたことを咎めるのは不合理である。③しかし、庾純は酒に酔って宰相の賈充を罵ったので、降格させるべきである。④庾純は本来よく親に仕え、官吏としても公正・清廉で私心がなく、酒に酔って賈充を罵ったことを反省し、みずからを劾奏している。にもかかわらず、賈充を罵ったことと、庾純を不忠・不孝とする上奏を根據として、彼の爵位と封地を削るといっている(⑤に對する反論)。武帝は詔を下し、①③の意見を採用した。(『晉書』卷五〇庾純列傳)

〔六〕咸寧三年春、刺史濬誅健爲民陳瑞。瑞初以鬼道惑民。其道始用酒一斗・魚一頭、不奉他神、貴鮮潔。其死喪、產乳者、不百日不得至道治。其爲師者曰祭酒。父母・妻子之喪、不得撫殯入弔及問乳病者。轉奢靡、作朱衣・素帶・朱幘・進賢冠。瑞自稱天師、徒眾以千百數。濬聞、以爲不孝、誅瑞及祭酒袁旌等、焚其傳舍。益州民有奉瑞道者、見官二千石長吏巴郡太守健爲唐定等、皆免官或除名。(東晉・常璩『華陽國志』卷八大同志)

〔七〕齊王冏輔政、〔東武公〕濬母諸葛太妃表濬不孝、乞還〔司馬〕繇、由是濬與妻子徙遼東。(『晉書』卷三八宣五

## 王列傳

〔八〕〔庾〕大會吏佐、責〔陶〕稱前後罪惡。稱拜謝、因罷出。亮使人於閭外收之、棄市。亮上疏曰、案稱、大司馬侃之孽子、父亡不居喪位、荒耽于酒。(中略)而稱豺狼愈甚、發言激切、不忠不孝、莫此之甚。苟利社稷、義有專斷、輒收稱伏法。〔晉書〕卷六六陶侃列傳)

〔九〕〔桓〕玄又奏、〔會稽王〕道子酣縱不孝、當棄市。詔徙安成郡、使御史杜竹林防衛、竟承玄旨酖殺之、時年三十九。〔晉書〕卷六四簡文三子列傳)

〔三〕は晉律の條文である。晉は泰始元年(二六五年)一二月に建國され、わずか三年後の同四年(二六八年)一月に泰始律令を公布しているので、ここでいう「晉律」も泰始律の可能性が極めて高い。本條では官吏が不孝などの罪を犯した場合、赦令に遇ったとしても、「除名」(官爵を剥奪すること)して民とすると定められている。本條から、不孝罪は赦令によって刑罰を減免される場合もあったことが知られる。一方、漢代では『後漢紀』卷八光武皇帝紀建武二十九年條に、

詔天下繫囚自殊死已下減本罪各一等。不孝・不道不在此書。

とあり、後漢の光武帝が詔を下し、囚人のうち死刑以下の刑罰にあたる罪を犯した者全てを一等減刑するが、不孝と不道の場合には減刑の対象としないとしている。もともと、この赦令は一回限りの命令に過ぎず、恆久的に法的効力を有するものとは考えがたく、漢代でも一般に不孝罪が赦令の対象とされていたのか否かは未詳である。

〔四〕は泰始四年(二六八年)六月に武帝が郡・國の守・相に對して下した詔である。その中で、父母に對して孝敬を盡さない者がいれば、糾彈して罪に問え、と命じている。これは一見すると、父母の告がなくても、不孝に

あたる行爲をしている者を一齊に取締るよう命じているごとくである。しかし、「有不孝敬於父母」とともに「糾而罪之」の対象として列擧されている行爲は、「不長悌於族黨」、「悖禮棄常」などというように、極めて抽象的で、具體的な罪名を指しているわけではない。そもそも〔四〕の内容は、郡國の守相としての一般的な施政方針を示したものであって、具體的な法令として下したものではなからう。「有不孝敬於父母……糾而罪之」も不孝罪の告効があればきちんと處理し、また不孝の行いをした者がいれば教え諭すぐらいのことが期待されているのであろう。

次に、〔五〕について検討する。概要は〔五〕で示した通りであるが、これだけでは庾純が不孝罪に問われたか否かはつきりしない。しかし、〔五〕の下文に、

復以純爲國子祭酒、加散騎常侍。後將軍荀勗於朝會中奏純以前坐不孝免黜、不宜升進。

とあり、本件の後、武帝は庾純を國子祭酒に任命し、散騎常侍の官を加えたが、後將軍の荀勗は、庾純が以前不孝に問われて罷免・降格されたことをもって、昇進させるべきでないと主張している。それゆえ、一見すると庾純は〔五〕において不孝罪に問われたごとくであるが、このように解すると矛盾が生じる。

まず、〔五〕では、賈充は上書して庾純を解任するよう求めたと記されているのみで、上書の具體的な内容は引用されていない。一方、庾純はみずから劾し、その中で老父の面倒を見るために歸郷を申請しなかったことを認めている。ただし、庾純は最後に賈充の言を聴き入れず、賈充を罵ったことを罪として認めただけであって、不孝罪については言及していない。これを受けて御史中丞の孔恂は庾純を劾し、免官するよう武帝に求めたが、その理由には記されていない。武帝は詔を下し、庾純が賈充を罵ったことは、尊卑の禮、貴賤の序を犯すものであるとして、庾純を罷免している。要するに、賈充の上書、庾純の自劾、孔恂の劾、武帝の詔では、庾純が賈充を罵ったことだけが問題とされていることになる。



ところが、武帝はそのうえで、庾純が年老いた父の面倒を見るために歸郷の申請をしなかったことについて、禮典に照らしてその是非を議論させている。つまり、賈充・庾純・孔恂は特にこれを問題としなかったが、武帝は賈充の「父が年老いているのに、歸郷して面倒を見ようとしなさい」という言葉に注目し、庾純に對してさらに制裁を加えるべきか否かを検討させたのであろう。南朝宋では「違犯教令、敬恭有虧」が法律上不孝にあたる行爲とされていたが、父の面倒を見ないことは「敬恭有虧」にあたると考えられる。

ただし、武帝は庾純の行爲が不孝にあたるか否かを明らかにするよう命じたわけではない。少なくとも〔五〕によると、武帝が議論するよう命じたことを受けて、孝の問題を最初に持ち出したのは、太傅の何曾、太尉の荀顛、驃騎將軍の齊王司馬攸である。彼らは①の意見を述べたものの、最終的には、

臣以爲純不遠布孝至之行、而近習常人之失、應在譏貶。

と結論づけ、庾純が「孝至」〔至孝〕の誤りか)の行いを廣めなかつたことを、<sup>(5)</sup>降格すべき理由の一つとして挙げている。つまり、庾純が歸郷を申請しなかつたこと自體は、律・禮に違反しているわけではないが、それでも歸郷して孝を盡し、高官としてその行いを廣め、民を感化することをしなかつたということであろう。

もつとも、彼らも庾純の行爲を不孝とまで明言しているわけではない。〔五〕によると、庾純の行爲を最初に不孝と明言したのは、司徒の石苞である。すなわち、

司徒石苞議、純榮官忘親、惡聞格言、不忠不孝、宜除名削爵土。

とあり、庾純は高官に昇りながら親のことを忘れ、戒めの言葉を聞くのを嫌がり、不忠・不孝であるから、除名して爵位と封土を削るべきである、と石苞は述べている。戒めの言葉(原文では「格言」とは、賈充が庾純に對して「父が年老いているのに、歸郷して面倒を見ようとしなさい」と罵つたことを指すのであろう。

また、④は河南功曹史の龐札らが述べた意見であるが、その中に「賈充を罵ったことと、庾純を不忠・不孝とする上奏を根據として、彼の爵位と封地を削るというのは誤っている」とある。「庾純を不忠・不孝とする上奏」とは、司徒石苞の意見を指しているのであろう。

武帝は最終的に朝臣の議論を踏まえて詔を下し、庾純が酔っていたことを責め、後は齊王と司徒西曹掾劉斌の意見、すなわち①②③の意見を採用している。つまり、庾純は不孝罪に問われたわけではない。また、假に庾純が不孝罪に問われたとすれば、以下の二つの点において、秦漢律令及び南朝宋律と矛盾する。

第一に、秦・漢の不孝罪では、父母が子の不孝を告することが成立要件の一つとされ③、父母が既に死亡している場合に限り、第三者が告効を行うことが認められていた⑨。しかし、本件では少なくとも庾純の父が存命中であり、彼が告を行ったわけではなさそうである。これをもって、秦漢律では秦漢律令と異なり、父母の告がなくても不孝罪が成立しえたと考えることもできそうである。しかし、おそらくそうではあるまい。後述する通り、南朝宋では官吏がある者を不孝罪で効したが、これについて、父母の告がなされていないにもかかわらず、不孝罪に問うべきではないという意見が出されている(二一〇)。それゆえ、南朝宋でも秦・漢と同様、原則として父母の告があつて初めて不孝罪に問われたことがわかる。

第二に、少なくとも秦漢律令及び南朝宋律では、不孝罪の法定刑は棄市であつたが②、南朝宋律については後述)、庾純は處刑されていない。齊王らの意見でも末尾に「應在譏貶」とあり、また石苞も「不忠不孝、宜除名削爵土」と述べており、いずれも死刑ではなく、降格あるいは除名するよう求めているのみである。

それでは、なぜ荀勗は「庾純は以前不孝に問われて罷免・降格された」と述べたのであろうか。庾純は、実際にはもっぱら酒に酔つて宰相を罵つたことにより、罷免・降格されている。しかし、そのとき不孝にあたる行爲も問

題とされたので、荀馭は庾純が不孝に問われたといっているのではなからうか。つまり、荀馭の發言は不正確といわざるをえない。

次に、〔六〕では武帝の咸寧三年（二七七年）、益州刺史の王濬が犍爲郡の陳瑞を誅殺している。陳瑞は天師と稱し、鬼道をもって民を惑わしていた。その教義では、父母・妻子のために喪に服する場合、弔つてはならないとされている。王濬はこれを不孝にあたるとし、陳瑞と祭酒の袁旌らを誅殺し、彼らの家屋を焼き拂った。また、益州で陳瑞の教えを奉じる者、及び巴郡太守の唐定ら二千石の長吏を免官あるいは除名としている。

本件では、王濬は陳瑞の教團で不孝にあたる行爲がなされているとし、陳瑞らを處罰したわけであるが、不孝は王濬が取締りに着手した動機であつて、陳瑞らを處罰する根據としての罪名ではなからう。むしろそれよりも「惑民」とあるように、民を惑わしたことが罪に問われたのであろう。現に、後世の史料ではあるが、唐初の釋明粦「決對傳奕廢佛僧事（并表）」には、

又晉武帝咸寧二年、爲道士陳瑞以左道惑眾、自號天師、徒附數千、積有歲月、爲益州刺史王濬誅滅。

とあり（唐・釋道宣『廣弘明集』卷二辯惑篇第二之八）、陳瑞は「惑眾」すなわち「眾を惑わし」たとあるだけで、不孝には言及されていない。漢代では、「惑眾」は不道罪に問われていたが、晉南朝でも處罰の對象とされていた。<sup>(6)</sup>

〔七〕では西晉の齊王司馬冏の輔政期（三〇一〜三〇二年）、東武公司馬澹の母諸葛太妃は司馬澹の不孝を上奏し、司馬澹とその妻子は遼東へ流されている。不孝罪は本來ならば棄市に處されるが、本件の場合には皇帝の命令により、特別に徙遷刑へ減刑されたのであろう。漢魏晉南朝では皇帝が特別に死刑を一等減刑して徙遷刑に處した例が頻見する。<sup>(8)</sup>

〔八〕では東晉・成帝の咸康五年（三三九年）、征西將軍・荊州刺史の庾亮が、監江夏隨義陽三郡軍事・南中郎

將・江夏相の陶稱の罪惡を責めたうえで、捕えて棄市に處した。庾亮はその理由について上書し、陶稱の父陶侃が死去したにもかかわらず、陶稱は喪に服さず、酒に入り浸っていたこと、またその他の諸行爲により、不忠・不孝にあたる」と述べている。ここで不孝に問われている行爲は、亡父のために喪に服さず、酒に入り浸っていたことしか考えられない。

漢律令において不孝罪に問われるのは、原則として父母の生前になされた行爲に限られる(⑧)。張家山漢簡「奏讞書」案例二二には、

●今廷史申繇(徭)使而後來、非廷尉當、議曰、當非是。律曰、不孝棄市。有生父而弗食三日、吏且何以論子。廷尉敔等曰、當棄市。有(又)曰、有死父、不祠其冢三日、子當何論。廷尉敔等曰、不當論。

とあり、廷史申と廷尉敔らの間で、不孝罪について議論している。その中で、死亡した父の塚を三日間祀らなかつた場合、子はいかなる刑罰に處すべきか、という廷史申の問いに對し、廷尉敔らは處罰するにあたらないと回答している。つまり、この場合には不孝罪にあたらなことになる。ところがその一方で、例外として父母の死後になされた行爲が不孝罪に問われることもあつた(⑧)。同じく案例二二には、

夫父母死、未葬、奸喪旁者、當不孝。(第一八六簡)

とあり、漢律の條文が引用されている。これによると、父母が死亡し、まだ埋葬されていないとき、喪に服して居るところの傍らで和姦に及んだ場合、不孝にあたる。

〔八〕の場合、右の律の條文と同じく、父の喪中になされた行爲が不孝罪に問われているが、これに關して『漢書』卷六八霍光傳に次のような記述がある。

尚書令復讀曰(中略)臣敞等謹與博士臣霸・臣雋舍・臣德・臣虞舍・臣射・臣倉議、皆曰(中略)今陛下嗣孝

昭皇帝後、行淫辟不軌。(中略)五辟之屬、莫大不孝。周襄王不能事母。春秋曰、天王出居于鄭。繇不孝出之、絕之於天下也。宗廟重於君。陛下未見命高廟、不可以承天序、奉祖宗廟、子萬姓、當廢。(中略)皇太后詔曰、可。(中略)羣臣奏言、古者廢放之人屏於遠方、不及以政。請徙王賀漢中房陵縣。太后詔歸賀昌邑、賜湯沐邑二千戶。

元平元年(紀元前七四年)、昭帝が死去したが、後継ぎがいなかったので、朝廷はその甥昌邑王劉賀を帝位に就けた。しかし、昌邑王は昭帝のために喪に服さないなど、淫亂の行いがあったので、大司馬大將軍の霍光らは皇太后(昭帝の皇后上官氏)に上奏し、昌邑王の行爲は不孝にあたるとして退位させた。本件について、筆者は以前案例二一の律を根據として、服喪の期間中になされた行爲は、不孝罪に問われた可能性があると述べた。<sup>(10)</sup>「八」においても父の喪中になされた行爲が不孝罪に問われていることからすると、おそらく漢・晉ともに、父母の喪中に法律上不孝にあたる行爲をなせば、不孝罪に問われたのであろう。

次に、「九」では東晉・安帝の元興三年(四〇三年)、桓玄は反亂を起こして朝廷の實權を握った後、會稽王司馬道子を不孝により棄市にあたると上奏したが、會稽王は詔により安成郡へ流されている。本件も「七」と同様、本来ならば棄市に處されるべきところを、皇帝の詔により徙遷刑へ減刑されたのであろう。本件では桓玄が會稽王を告しているが、漢代と同様、父母が既に死去しているため、桓玄という第三者が告を行うことが認められたのであろう。會稽王の父簡文帝は咸安二年(三七二年)、母孝武文李太后は隆安四年(四〇〇年)に死去している。<sup>(11)</sup>

桓玄は會稽王が「醜縱」すなわち酒に入り浸っていたことをもって、不孝にあたると告している。現に、『晉書』卷六四簡文三子列傳には、

道子曰飲醇酒、而委事於元顯。

會道子有疾、加以昏醉。

然道子更爲長夜之飲、政無大小、一委元顯。

とあり、會稽王が酒に入り浸り、政務を怠っていたことが何度か記されている。酒に入り浸ること自体は必ずしも不孝にあたらぬが、「八」のように父母の喪中である場合には不孝罪が成立するであろう。右の三つの記述は時系列順に並べてあり、一番目が最も早い。一番目は隆安二年（三九八年）に王恭が反亂を起こした最中の記述であるから、會稽王は遅くともこのとき以降、酒に入り浸るようになったと考えられる。それゆえ、會稽王が不孝罪に問われたのは、隆安四年に母李太后が死去し、その喪中に酒に入り浸ったことに違いない。そのときには第三者が告効を行わなかったが、桓玄は會稽王を排除するため、會稽王の舊悪である不孝を告したのである。ちなみに、會稽王は元興元年（四〇三年）に三九歳で死去しているので、父簡文帝が死去した咸安二年（三七二年）にはわずか八歳であったことになる。八歳のとき既に酒浸りになっていたとは考えがたいので、本件の不孝罪は簡文帝の喪中になされたことではなからう。

以上の検討により、秦始皇律でも不孝罪の法定刑は棄市であったことがわかる（七）（九）。また、（七）では諸葛太妃が明らかに司馬澹を「不孝」で告しており、不孝に含まれる何らかの罪で告しているわけではない。それゆえ、秦始皇律の「不孝」も罪目ではなく罪名であったことが知られる。秦漢律令の不孝罪は父母の告があることを原則とし、父母が死亡している場合に限り、第三者が告効を行うことが認められていたが、「七」もこのような理解と矛盾しない。秦始皇律の不孝罪は少なくとも基本的な部分において、秦漢律令と変わっていないであろう。

## 第三節 南朝の不孝罪

南朝の不孝罪に關する史料は、以下のものが見える。

〔一〇〕時有尹嘉者、家貧、母熊自以身貼錢、爲嘉償責。坐不孝當死。〔何〕承天議曰、被府宣令、普議尹嘉大辟事、稱法吏葛滕籤、母告子不孝、欲殺者許之。法云、謂違犯教令、敬恭有虧、父母欲殺、皆許之。其所告惟取信於所求而許之。謹尋事原心、嘉母辭自求質錢、爲子還責。嘉雖虧犯教義、而熊無請殺之辭。熊求所以生之而今殺之、非隨所求之謂。始以不孝爲劾、終於和賣結刑、倚旁兩端、母子俱罪、滕籤法文、爲非其條。嘉所存者大、理在難申、但明教爰發、矜其愚蔽。夫明德愼罰、文王所以恤下。議獄緩死、中孚所以垂化。言情則母爲子隱、語敬則禮所不及。今捨乞宥之評、依請殺之條、責敬恭之節、於飢寒之隸、誠非罰疑從輕、寧失有罪之謂也。愚以謂降嘉之死、以普春澤之恩。赦熊之愆、以明子隱之宜。則蒲亭雖陋、可比德於盛明。豚魚微物、不獨遺於今化。事未判、值赦並免。〔宋書〕卷六四何承天列傳

〔一一〕時沛郡相縣唐賜往比邨朱起母彭家飲酒還、因得病、吐蠱蟲十餘枚。臨死語妻張、死後刳腹出病。後張手自破視、五藏悉糜碎。郡縣以張忍行刳剖、賜子副又不禁駐、事起赦前、法不能決。律傷死人、四歲刑、妻傷夫、五歲刑、子不孝父母、棄市、並非科例。三公郎劉勰議、賜妻痛遵往言、兒識謝及理、考事原心、非存忍害、謂宜哀矜。覬之議曰、法移路尸、猶爲不道、況在妻子、而忍行凡人所不行。不宜曲通小情、當以大理爲斷、謂副爲不孝、張同不道。詔如覬之議。〔宋書〕卷八一顧覬之列傳

〔一二〕又勅尚書僕射沈欽・吏部尚書徐陵・兼尚書左丞宗元饒・兼尚書左丞賀朗參知其事、制律三十卷・令律四十

卷。(中略) 其制唯重清議禁錮之科。若縉紳之族、犯虧名教、不孝及內亂者、發詔棄之、終身不齒。士人爲婚者、許妻家奪之。(『隋書』卷二五刑法志)

〔一〇〕の概要は以下の通りである。南朝宋のとき、尹嘉という者の家が貧しかったので、その母熊が嘉のためにみずからを質に入れて債務を辨済した。この事件を審理した法吏の葛藤は、「母が子の不孝を告し、子を殺すことを希望している場合にはこれを認める」という規定により、尹嘉の行爲は不孝の罪にあたり、死刑にあたりと効を行った。しかし、南蠻長史の何承天は、熊はみずから質入れを求め、尹嘉のために債務を辨済したのであって、尹嘉を殺すよう求めたわけではなく、にもかかわらず不孝罪として死刑に處するのは、熊の意に反し、法律にも合致しないなどの理由により、尹嘉の死刑を減刑すべきと主張した。判決がまだ下らないうちに赦令が出され、尹嘉は赦免された、というものである。

本件については以前拙稿で詳しく検討した。<sup>(12)</sup> その結果も踏まえると、本件からは以下の通りさまざまなることが知られる。

第一に、南朝宋律でも秦漢律令と同様、不孝は罪目ではなく罪名であった。〔一〇〕に「坐不孝當死」、「始以不孝爲劾」とあるように、尹嘉は當初不孝罪に問われており、不孝に含まれる何らかの罪に問われているわけではない。

第二に、南朝宋律でも不孝罪の成立には父母の告が必要とされていた。〔一一〕も南朝宋の事例であるが、その中に「子不孝父母、棄市」という律の条文が引用されている。これを文字通りに讀むと、子は父母に對して不孝な行爲をすれば、棄市に處する、という意味になる。これはあたかも父母の告がなくても不孝罪の成立を認めること



くである。しかし、尹嘉の事件について「母告子不孝、欲殺者許之」という規定が引用されていることからすると、南朝宋の律でも漢律と同様、原則として父母の告が必要であったのであろう。おそらく、「母告子不孝、欲殺者許之」は本件の状況に合わせ、法の主旨を述べたものであって、南朝宋律でも正式な条文は漢律と同じく、「父母告子不孝、棄市」に近いものであったと推測される。

母熊は子の尹嘉のためにみずからを質に入れ、尹嘉の債務を辨済したのであって、國家に對して尹嘉を殺すよう求めたわけではない。それゆえ、熊が尹嘉を告したわけではなく、本件を見聞した第三者が官吏が告効を行ったのであろう。しかし、本來不孝罪は、父母が告を行うことを要件としていた。尹嘉を不孝罪で死刑に處すべきという意見は、おそらく後世でいうところの「比附」を行い、不孝罪に準じるものとして死刑を適用しようとしたのであろう。それに對して、何承天は死刑より減刑すべきと主張しているが、これも不孝罪に關する規定を比附していることに變わりはない。減刑の理由について、何承天は熊が尹嘉を殺すよう求めていないことを擧げているが、要するに父母の告がなく、不孝罪の成立要件とは完全に一致するわけではないからであらう。不孝罪の成立にとつて、父母の告はそれほど絶對的な條件であつたことがわかる。

第三に、南朝宋律では、不孝罪は子の行爲が「違犯教令、敬恭有虧」にあたることを成立要件の一つとしていた。この點は特に以前詳しく検討したところであり、「はじめに」で擧げた⑤⑦はむしろ「一〇」を最大の根據とする。

「一〇」では「母告子不孝、欲殺者許之」とあり、それに續いて「法云、謂違犯教令、敬恭有虧、父母欲殺、皆許之」とあるが、「謂」以下は律の本文ではなく、「父母告子不孝、棄市」のような規定に對する注釋であらう。「謂違犯教令、敬恭有虧、父母欲殺、皆許之」とは、子が父母の教訓・命令に背反したり、あるいは父母に對する

敬い・慎しみが欠けているため、父母がその子を殺そうと求める場合、いずれもこれを認める、という意味である。これは「父母告子不孝、棄市」に對する説明であるから、「違犯教令、敬恭有虧」は不孝の定義を述べていることになる。

以上から、不孝罪は父母の告の他、子の「違犯教令、敬恭有虧」という行爲が必要であつたことがわかる。つまり、父母の告だけでは、必ずしも不孝罪は成立しなかつたことになる。ただし、「(一〇)には「承天議曰……法云、謂違犯教令、敬恭有虧、父母欲殺、皆許之。其所告惟取信於所求而許之」とある。「其所告惟取信於所求而許之」の部分も「法云」として引用されているのか、それとも「法云」の引用は「皆許之」までで、「其所告惟取信於所求而許之」は何承天の言葉なのかは明らかでない。前者とすれば、この部分も「父母告子不孝、棄市」の趣旨を説明した注の一部であることになるが、假に後者としても、當時行われていた一般的な解釋と考えられる。「其所告惟取信於所求而許之」とは、父母が子の不孝を告した場合、告の内容が眞實か否かは、父母の要求通りに判断するという意味であろう。つまり、父母の主張する子の行爲が「違犯教令、敬恭有虧」に合致すれば、その主張が虚偽であると否とを問うことなく、不孝罪の成立が認められることになる。

ただしその一方で、筆者は前稿において次のような推測を述べた。<sup>13)</sup>すなわち、父母が既に死亡している場合に限り、第三者が不孝罪の告効を行うことが認められていたが、第三者が告した場合、「其所告惟取信於所求而許之」は適用されなかつた。この場合、通常の犯罪と同様、子が實際にいかなる行爲をしたのかを明らかにし、そしてその行爲が不孝にあたるか否かを客観的基準に照らしたうえで、不孝罪の成否が判断されたと考えられる、と。秦・漢についてはこの推測を直接裏づける史料は見えないが、三國魏の前掲「(二)はまさにこれを裏づける事例といえる。(二)は父母ではなく兄が告した例であるが、弟呂安の友人嵇康が冤罪であることを證言している。もし父母

が告したならば、父母の主張がそのまま認められ、證人が呼ばれることもなかったであろう。

第四に、不孝罪の法定刑は死刑であった。

次に、「二一」は以下のような事件である。すなわち、南朝宋のとき、沛郡相縣の唐賜という者が、朱起の母彭の家で酒を飲んで歸宅したところ、具合が悪くなり、多数の「蠱蟲」(まじないに用いる蟲)を吐き出した。まもなく唐賜は死亡し、妻張は遺言に従い、唐賜の腹から蠱蟲をえぐり出した。相縣及び沛郡では張が屍體を解剖したところ、唐賜の子副がそれを制止しなかったことが問題とされたものの、法律にはこのような行爲を罪に問う條文がなく、どのように扱うべきか判断がつかなかった。三公郎の劉勰は、彼らは唐賜の遺言に従っただけであつて、敢えて残忍なことをしようとしたわけではないと主張した。しかし、吏部尚書の顧覬之は、法律では路上の屍體を移すだけでも不道に問われるので、ましてや死者の妻子が屍體に對して残忍なことを行ったのはなおのことであり、副は不孝、張は不道の罪にあたと主張した。詔により、顧覬之の意見が採用された、というものである。

本件でも明らかに不孝が罪名として現れる。中でも、「律(中略)子不孝父母、棄市」とあり、「不孝」に對して棄市という法定刑が設けられているので、不孝が罪名であることは明らかである。また、本條より不孝罪に對する法定刑は漢代・晉代と同様、棄市であつたことがわかる。

本件では子副が母張による父賜の屍體解剖を制止しなかったことが不孝罪に問われている。「二〇」によると、不孝罪が成立するためには「違犯教令、敬恭有虧」にあたる行爲をしていなければならない。張が賜の屍體を解剖したことは、賜の遺言に従つたものであるから、副がこれを止めなかったことは、少なくとも「違犯教令」には合致しない。それゆえ副の行爲は、あるいは「敬恭有虧」にあたると判断されたのではなからうか。

本件の場合、母ではなく第三者が告効を行ったと考えられる。しかも、告効の内容は必ずしも不孝罪ではなかつ

たであろう。郡・縣でさえいかなる罪にあたるか判断がつかないほどであったからである。中央で審議の結果、副の行爲は不孝にあたと判断されたが、本来ならば子を告する権利を有する張自身が罪を犯しているので、第三者の告効でも不孝罪の成立が認められたのではなからうか。

〔二二〕では南朝陳の武帝のとき、律の編纂が行われ、その中で制定された條文が記されている。それによると、縉紳の族が名教を犯し、あるいは「不孝」及び「内亂」を犯した場合、詔を發して士人の籍から除外し、終身士人の籍に入れない。その士人と既に結婚している者は、妻の實家がこれを奪い返すことを許す、と定められている。ここまで検討してきたことによると、遅くとも東晉まではいかなる高官であろうとも、特別に減刑されない限り、不孝罪の法定刑は棄市であることに變わりはなかった。それゆえ、南朝陳律の不孝に關する規定がそれまでと異なっているのか、それともそれまでの律と基本的に變わらないのか、という疑問が出てくる。このような疑問からすると、この條文については、次の四通りの解釋が可能であるように思われる。

- (一) 南朝陳律でも縉紳の族であると否とを問わず、不孝罪の法定刑は棄市であったが、詔や赦令によって刑罰を減免された場合、〔二二〕の規定が適用された。
- (二) 南朝陳律でも不孝罪の法定刑は棄市であったが、縉紳の族には刑罰減免の特権があり、士人の籍から除外されるなどの措置がとられるのみであった。
- (三) 南朝陳律では、不孝の法定刑は死刑ではなかった。
- (四) 南朝陳律の「不孝」は唐律と同様、罪名ではなく罪目であつて、不孝に含まれる犯罪は、死刑に處されるものもあれば、そうでないものもあつた。

以上のうち、(四)の不孝は罪名ではなく罪目であるという點で、(一)～(三)及びそれまでの不孝とは大いに異なっている。

それでは、いずれの解釋が正しいであろうか。これに關して注目されるのは、「(一二)」において「不孝」とともに「内亂」が列擧されていることである。内亂は、少なくとも唐律では「十惡」の一つで、罪目の一種であった。『唐律疏議』名例律注では内亂について、

謂姦小功以上親・父祖妾及與和者。

とあり、要するに一定範圍内の親族間で性的關係を持つことをいう。このような意味での内亂は、「(一二)」より前の時代には見えない。また、『隋書』刑法志では「(一二)」に續いて、

其獲賊帥及士人惡逆、免死付治、聽將妻入役、不爲年數。

とあり、「惡逆」という語も見える。惡逆も唐律では十惡の一つとされ、罪目の一種でもあった。惡逆は西晉・張斐「律表」に、

陵上僭貴、謂之惡逆。

とあり、遅くとも西晉の頃から法律用語として見えるが、晉南朝及びそれ以前においては、以上の二つ以外に法律用語としての用例が見えない。

このように、「(一二)」において不孝が内亂とともに列擧され、しかもそれに續いて惡逆に關する規定が擧げられているということは、ここでいう不孝も罪目であった可能性がある。つまり、「(四)」が正しい可能性も否定できない。しかし、南朝陳における法律上の不孝は、わずか「(一二)」の一例しか見えず、これを檢證するほどの史料は残っていない。

## 結語

少なくとも三國魏から南朝宋までの不孝罪は、秦・漢の不孝罪とそれほど變わらなかつた。要するに、三國魏の新律及び西晉の泰始律は、不孝罪に關する規定を基本的には秦漢律令から受け繼いだことになる。泰始律は南朝に受け繼がれたが、梁の天監二年（五〇三年）と陳の永定元年（五五七年）に律の編纂が行われた。陳律の編纂について、『隋書』刑法志には、

於是稍求得梁時明法吏、令與尚書刪定郎范泉、參定律令。又勅尚書僕射沈欽・吏部尚書徐陵・兼尚書左丞宗元饒・兼尚書左丞賀朗參知其事、制律三十卷、令律四十卷。採酌前代、條流冗雜、綱目雖多、博而非要。其制唯重清議禁錮之科。（中略）自餘篇目條綱、輕重簡繁、一用梁法。

とあり、もと南朝梁の官吏で法律に明るい者を求めて編纂に參與させ、梁の法律を斟酌・踏襲したと記されている。もし陳律の不孝が罪目とすると、あるいは梁の制度から受け繼いだものかもしれない。

さらに、『隋書』刑法志には梁律の内容について、

其謀反・降・叛・大逆已上皆斬。

とあるが、「謀反・降・叛・大逆」と似たような罪名の列擧は、北周律（保定三年（五六三年）制定）と北齊律（河清三年（五六四年）制定）にも見える。『隋書』刑法志に、

盜賊及謀反・大逆・降・叛・惡逆罪當流者、皆甄一房配爲雜戶。

とあり、北周律では「謀反・大逆・降・叛」と列擧されている。また、同じく『隋書』刑法志に、

又列重罪十條、一曰反逆、二曰大逆、三曰叛、四曰降、五曰惡逆、六曰不道、七曰不敬、八曰不孝、九曰不

義、十日内亂。

とあり、北齊律の「重罪十條」の冒頭から「反逆」・「大逆」・「叛」・「降」と列擧されている。北齊律の重罪十條は、隋唐律の十惡の起源とされているが、それと似たようなものが梁律にも見えるということは、梁律にも同様の罪目が既に設けられており、不孝も罪名ではなく罪目であった可能性がある。

假に陳律、さらには梁律から罪目が存在したとすると、南朝・北朝ともに罪目が設けられていたことになる。すると、南北間に法律の傳播があったことにもなりかねないが、果してそのように考えてよいのであろうか。この問題については今後の課題としたい。

注

- (1) 拙稿「秦漢律における不孝罪の成立要件と父母の「告」」(『中央學院大學法學論叢』第三三卷第一號、二〇一九年)、「嶽麓書院藏秦簡」秦律令(貳)「第二〇八簡と不孝罪」(『中央學院大學法學論叢』第三四卷第一號、二〇二〇年)、「秦漢律令において「不孝」とされる行爲」(『史滴』第四二號、二〇二〇年) 参照。
- (2) 「劾」とは官吏がある程度の捜査を行い、治獄を職務の一つとする機關へその結果を通告することである。宮宅潔「「劾」をめぐって——中國古代訴訟制度の展開——」(同氏『中國古代刑制史の研究』京都大學學術出版會、二〇一一年。二〇〇一年原載) 参照。
- (3) 『文選』卷一六向子期思舊賦の李善注にも、ほぼ同じ記述が引用されている。
- (4) ここでいう「呂昭」が呂巽らの父呂昭を指すことは、『三國志』卷一六魏書杜恕傳に「俄而鎮北將軍呂昭又領冀州」とあるのについて、裴松之が西晉・郭頒『世語』に「昭字子展、東平人。長子巽、字長悌、爲相國掾、有寵於司馬文王。次子安、字仲悌、與嵇康善、與康俱被誅」とあるのを引用していることから明らかである。
- (5) 南宋・鄭樵『通志』卷一二三晉庾純列傳にもほぼ同じ記述が見えるが、「孝至」ではなく「至孝」に作る。
- (6) 拙稿「漢律令における「惑眾」の成立要件」(『中央學院大學法學論叢』第三四卷第二號、二〇二一年) 参照。

- (7) 例えば、『晉書』卷六明帝紀太寧二年條に「術人李脫造妖書惑眾、斬于建康市」とある。
- (8) 富谷至『漢唐法制史研究』（創文社、二〇一六年）二九二～三〇七頁、辻正博『唐宋時代刑罰制度の研究』（京都大學學術出版會、二〇一〇年）一四～二五頁（二〇〇六年原載）参照。
- (9) 張家山漢簡の簡番號・釋文は陳偉・彭浩・工藤元男編『二年律令與奏讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七年）によつた。
- (10) 拙稿「秦漢律令において「不孝」とされる行爲」参照。
- (11) 『晉書』卷三二后妃列傳下に「隆安四年、〔李皇太后〕崩于含章殿」とある。
- (12) 拙稿「秦漢律令において「不孝」とされる行爲」参照。
- (13) 注(12)参照。

〔附記〕 本稿は科學研究費補助金（基盤研究C）「中國漢魏晉南北朝期の刑罰法規における不道・不敬・不孝などの罪目に對する研究」（課題番號18K01223）による研究成果の一部である。